

# 臨時福祉給付金 ・子育て世帯臨時特例給付金 のお知らせ

4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、低所得者および子育て世帯への負担の影響を緩和するための暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」が、対象者に支給されます。最新情報は市ホームページにも掲載していますのでご確認ください。

## 臨時福祉給付金

### 【支給対象者】

次の①から③の要件をすべて満たす方です。  
①平成26年1月1日において、つくばみらい市に住民登録がある方

※ただし、平成26年1月1日から支給決定がされる前に亡くなられた方については、支給の対象になりません。  
②平成26年1月1日において、生活保護制度の被保護者となっていない方  
③平成26年度市・県民税（均等割）が課税されておらず、市・県民税が課税されている方に扶養されていない方  
※市・県民税が課税されない方かどうかを判定するには、その申告が必要となります。市・県民税において扶養されていない

く、未申告の方については、必ず申告するようお願いいたします。  
※配偶者からの暴力を理由に避

## 子育て世帯臨時特例給付金

### 【支給対象者】

次の①から③の要件をすべて満たす方です。  
①平成26年1月1日において、つくばみらい市に住民登録があり、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者

②平成25年分の所得が児童手当の所得制限を超えない方  
③臨時福祉給付金の対象者または平成26年1月1日において、生活保護制度の被保護者でない方  
【支給金額】  
対象児童1人につき10000円

難している方で、一定の要件を満たしていれば、事前の申し出により避難先の市区町村で受給できる場合がありますので、お問い合わせください。

### 【支給金額】

①給付対象者1人につき10000円  
②給付対象者の中で次に該当する方は、5000円を加算  
・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など  
・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

### 【公務員の方へ】

・公務員の方で、所属する官庁において児童手当が支給され、「子育て世帯臨時特例給付金」の支給要件を満たす場合は、平成26年1月1日時点で住民票のあった市区町村から支給されます。

・勤務先から「申請書」および「児童手当（特例給付）受給状況証明書」が配布されますので、申請期間内に、平成26年1月1日時点で住民票のあった市区町村に提出してください。

### 【申請方法・期間（共通）】

平成26年度市・県民税の課税状況確定後の申請となります。  
申請の受付期間は、平成26年7月からおおむね3カ月以内（10月1日まで）を予定しています。

また、給付金の支給要件に該当すると思われる方に対しては、6月中旬以降に申請書を郵送します。なお、申請書の提出については、同封の返信用封筒による返信または窓口へ直接ご提出ください。

### 【支給開始時期】

申請のあった月の翌月の末日に支給を予定しています。  
※一度限りの給付です。「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を重複して受給することはできません。

### 問【臨時福祉給付金】

伊奈庁舎社会福祉課 ☎58

2111（内線1150）

【子育て世帯臨時特例給付金】

伊奈庁舎子ども福祉課 ☎58

2111（内線1165）

※6月からは給付金係窓口の設置を予定しています。

【厚生労働省特設コールセンター】

2つの給付金専用ダイヤル ☎

0570・037・192